1 廿日市市訪問介護型サービス (従前相当)サービスコード表(令和3年4月から)

※青色の網掛けが、令和3年4月1日から追加となった部分です。

※朱書きが、令和3年4月1日から変更となった部分です。

		サービス内容略称			算定項目	合成	算定単位
		サービス内谷略が			昇正垻日	単位数	昇疋甲祉
種類	項目			事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)			
4.0		訪問型独自サービス I	イ 訪問型	1176単位		1 170	1月につき
A2	1111		サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1,176	
4.0	2111	訪問型独自サービスI日割	(34)(1)	39単位		39	1日につき
AZ	2111		:	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		38	
Δ2	1211	訪問型独自サービスⅡ	口 訪問型	2349単位		2.349	1月につき
72	1211		サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2,040	
		訪問型独自サービスⅡ日割		77単位			1日につき
A2	2211			要支援2(週2回を超える程度)		77	
		訪問型独自サービスⅢ	ハ訪問型	3727単位			1月につき
A2	1321		サービス費	要支援2(週2回を超える程度)		3,727	
A2	0001	訪問型独自サービス皿日割	(独自)(皿)	123単位		100	1日につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で3回まで		123	1回につき
A2	2411		(独自)	268単位		268	
		訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物 20人以上にサー	のの利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 ビスを行う場合			1月につき
A2	6001		特別地域加算		所定単位数の 10%減算		
			行加地场加昇				1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
۸2	9001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
74	0001	四川出土独口ソ 「八河川地域川界口司」			別と半世数の 1370加昇		
Α2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
- 12	3002	四月	中山間地域等にお	おける小規模事業所加算	がたては必び 1070が井		
		訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき

			1				
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	木 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	へ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	ト 介護職員処遇改善加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	▶ 月玻璃具处理以告加昇	(1)介護職員処遇改善加算(1)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	<u>訪問型独自サービス処遇改善加算 Ⅱ</u>		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算皿		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算		1月につき
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 V	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	/ // DX496只可打在处担以音加并	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 Ⅱ	新型コロナウイルス感染症への対応	(1)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗も			所定単位数の1/1000		